

公益社団法人高分子学会
高分子学会学術賞内規
(2021年3月5日 理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子学会学術賞(以下、「学術賞」という)の選考については、学術賞規程によるほか、この内規の定めるところによる。

(応募手続き)

第2条 応募に必要な書類は次のとおりである。(各正1部、写し7部)

- (1) 申請書(本会書式による)
- (2) 業績内容説明書(5000字程度、A-4判10頁以内)
 - i) 研究の内容と成果、ii) 学問的位置付け、iii) 今後の展開などを項目別に明確に記述する。
- (3) 研究成果に係わる報文リスト
- (4) 経歴書

(選考委員会)

第3条 学術賞の応募を会員から受け付けるため、学会本部に学術賞選考委員会(以下選考委員会)をおく。

- 2 選考委員会の委員の数は7名とし、委員長1名および委員6名で構成する。
- 3 委員長は副会長の中から選任し、委員は委員長が選出し、執行役会の承認を得た後、会長が委嘱する。
- 4 選考委員会は、その決議について議決権のある委員の2/3以上の出席がなければ議事を開き議決を行うことができない。
- 5 委員長が欠け又は事故があるときは、会長が承認の上、その職務を行い又は代理する委員長代理を委員の中から選出することができる。
- 6 選考委員会の委員名は選考委員会終了後、本会ホームページに公表する。

(選考委員会の任務)

第4条 選考委員会は、2回開催し、応募の中から、受賞候補者2名の選考を行う。

2 選考委員は審議内容を部外に公表してはならない。

- (1) 第1回選考委員会(書類選考)
 - イ) 応募申請書により、受賞資格の確認を行う。
 - ロ) 書類選考により受賞候補者が原則10名程度になるよう第1次選考を行う。第1次選考は委員の投票により決定する。
 - ハ) 第2次選考(業績説明)の時間等を決定する。
- (2) 第2回選考委員会
 - イ) 受賞候補者の業績説明を聴取する。
 - ロ) 審議の後、投票により最終選考を行う。投票方法は選考委員会が決定する。

(選考結果の報告)

第5条 委員長は、選考経過とその結果を選考後一週間以内に会長に報告する。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞決定通知など)

第7条 会長は、前条の手続きを経た後、受賞者にその結果と表彰式などについて通知する。

第8条 受賞者および受賞内容は会誌「高分子」に掲載する。

(本会論文誌への投稿義務)

第9条 受賞者は、受賞した業績を本会論文誌 Polymer Journal に Review 又は Focus Review と
して、受賞決定日から原則として2年以内に投稿しなければならない。

補 則

1. この内規は、理事会の承認を得て施行する。
2. 推薦に必要な書類は電子ファイルでの提出も認めるものとする。

(2016年3月10日 理事会承認)

(2017年3月10日 理事会承認)

(2020年5月21日 理事会承認)